

## 木質バイオマス発電事業について

霧島木質発電は霧島市が積極関与した事業であり、地域住民は霧島市に相応の責任があるとの認識を持っている。地域住民、霧島市に知らされる事なく敷地内に4600トンのヤシガラが搬入され、業者は助燃材と主張し、地元は協定書記載の木質バイオマスでは無いとして撤去を要請している。

事業者は助燃材と主張しつつも霧島市、地元の了解を得る事なく、昨年12月に燃料種別にヤシガラを加える申請を経産省に提出し、認可を受けた。経産省の認可を受ける事なく助燃材として燃やす事の違法性を事業者は認識していた事になる。

この8月に入り、近隣住民の方から悪臭の訴えがあった。農家の方が確認したところによるとヤシガラをダンプカーに乗せ、場外へ搬出されているように見えた。

5月25日、市長仲介による地域住民と事業者の意見交換が行われた。その席で近隣住民が事業者に対して切実な訴えをしたが、現在に至っても何の進展もない。近隣住民から市長に再度の訴えも届いていると思う。そこで問う。

**質問：**ヤシガラ撤去の見通し、及び近隣住民の訴えにどのように対応するか問う。

**農林水産部長：** 本年3月、霧島木質発電株式会社へ搬入されたヤシ殻について搬入直後、地域住民より早期の搬出を求めた要望書が提出され、市としては、早急な解決に向け、協定書に基づく対応を事業者に要請した。また、5月には、地域住民と事業者との意見交換会を開催したところ、地域住民からは、改めてヤシ殻の早急な敷地外への撤去に関する要望がなされた。このような中、事業者は、ヤシ殻の敷地外への撤去に向けて、あらゆる方策を検討されていると聞いたが、先月中旬にヤシ殻の搬出に係る契約が整い、搬入されたヤシ殻全量についての搬出が完了したとの報告を受けた事から、先月30日に現地にて確認を行った。また、議員指摘の近隣住民の方からの要望については、早速、事業者に連絡をし、その対応をお願いした。今後も、地域住民からの環境保全に関する申し出等については、「生活環境保全に関する協定書」に基づいた対応を行う。

以下、質問席

**Q：**ヤシガラ搬出が完了したという事は結構な事であるが、搬出する、完了したとの連絡が地域住民に対して届いていない。調整池の管理は適切か？

**農林水産部長：** 搬出については5月に地元との意見交換会を出来るだけ早い持ち出しの意向を受け、当時事業者は来年6月と話をしていたが、意見交換会の後あらゆる手法を使って取引先を探していた事は聞いていた。正式決定したのが8月半ばであり、持ち出しを優先、取引先との契約上の都合があったろう。住民のためには持ち出しを先行するとの報告が8月半ばに市にあった。市としては協定に則って迷惑の掛からないように慎重に、持ち出しを完了してください。その後、撤去確認を地元にしてもらうように伝えた。

**Q：**少なくとも、地元に対して何時から撤去を開始し、何時までの予定であるとの連絡が欲しいと砂田課長には要請した。連絡は地元へ届いていない。

**農林水産部長：** 事業者には地元との協議が必要と思われる事項については真摯な対応が必要として地元から、あるいは議員の方から寄せられた意見については確実に伝えている。

**Q：**市からの要請が届いていないのではと思う。市長、少なくとも撤去しますよとの連絡があれば、有

りがたいとして地元との関係が上手く行く事になる。

**市長：**部長が話したように事業者の方には、その旨を伝えている。事業者の方で適切に判断するであろう。

（市は事業者に伝えた。ところが事業者は何も対応しない、この図式を打破したいとの想いは通じません。とても地元との融和を願う事業者とは思えません。）